

# 春日小学校いじめ防止基本方針

2025

## 1 はじめに

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）第13条の規定に基づき、学校は、いじめの防止等の対策に関する基本的な方針を定めなければならない。

春日小学校では、日頃から、SSEや異年齢集団活動を通して思いやりの心と人間関係づくりの力をはぐくむ取組をしている。いじめをなくすためにも、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、生き生きと学校生活を送れるように努める。また、いじめを含めた児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見、即時対応に努め、関係機関との連携を図りながら、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく。

## 2 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係（部活動、塾やスポーツクラブ等含む）にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※いじめ防止対策推進法 第2条

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断することが必要である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。※一定の人間関係：児童がかかわっている仲間や集団（グループ）等、児童との人間関係

### (2) いじめに対する基本認識

いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こり得る。どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという認識に加え、特に以下の点を十分認識すること。

#### ① 「いじめは、絶対に許されない人権侵害である」という強い認識をもつ

どのような社会や集団にあっても、いじめは許されない、どのような理由からでも許されないということを毅然とした態度で示す。「児童は、いじめたり、いじめられたりするものだ」「いじめる側も悪いが、いじめられる側にも問題がある」という考えは、いじめを容認するものである。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、直接的ないじめ行為と同様に許されない。

#### ② いじめられている児童の立場に立った親身な対応を行う

児童や保護者の悩みを親身になって受け止め、児童の表情や様子をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々ある。いじめを「認知していない」ことのみをもって「私のクラス（学校）にいじめはない」と言うてはならない。

#### ③ いじめの問題は、教師の人間観や指導の在り方が問われる問題である

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導をするためには、教師が率先して自らの姿で示したい。自分ができていないことを、児童には求められない。

#### ④ 家庭・学校・地域の関係者が各々の役割を果たし、一体となった取組が必要である

担任が一人でいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応をとる。いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。

\*保護者には、年度始めのPTA総会時に説明を行う。また、ホームページにも掲載する。

### (3) いじめの態様

- 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる等の暴行を受ける
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なこと（あだ名、菌、女(男)っぽい等）を言われる
- 遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる（プロレスごっこ、鬼ごっこ）
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等を通じて、誹謗中傷、嫌なことをされる
- いじめ類似行為をされる

\*「いじめ類似行為」とは、一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※「いじめ」として訴えられたり認識されたりする行為は、法を犯している「犯罪」であるという認識をもつこと

- |    |  |   |                                   |
|----|--|---|-----------------------------------|
| 例) | ・身体への暴力                                    | → | 暴行罪、傷害罪                           |
|    | ・持ち物隠し、持ち物壊し                               | → | 器物破損罪 窃盗罪                         |
|    | ・無視、仲間はずし、ネットいじめなどの24時間の苦痛や不安、あだ名、暴言、からかい等 | → | 名誉棄損罪 侮辱罪（精神的な深い傷との判断で、傷害罪の適用もあり） |
|    | ・金銭の強要                                     | → | 恐喝罪                               |
|    | ・性的いじめ（ズボンおろし等）                            | → | 強制わいせつ罪                           |
|    | ・汚物いじめ（汚い物を触らせる、食べさせる）                     | → | 強要罪（体調を崩した場合は、傷害罪）                |

### (4) いじめ等差別の四層構造

- いじめる児童（加害者）
- いじめを受ける児童（被害者）
- いじめを見て、はやし立てたり面白がったりしていじめを助長している児童（観衆）
- 見て見ないふりをして、暗黙的に支持している児童（傍観者）

※四層構造の**大多数である傍観者を正しい方向に育てていくことが重要**

## 3 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

- 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、関係学年主任、当該学級担任、学校カウンセラー等からなる「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、組織的に対応する。事案により、外部専門家や学校運営協議会委員を招く等、柔軟に構成する。
- 主な役割
  - ・いじめの相談、通報の窓口（生活指導主任）
  - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかわる情報の収集と記録（学級担任、学年主任、生活指導主任、養護教諭等）
  - ・情報や児童の問題行動などにかかわる情報集約、管理職への報告（生活指導主任）
  - ・いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開き、いじめ等の情報共有、指導や支援の方針、保護者への対応を決定する役割（校長・教頭）
- 定期開催 毎週1回 火曜日 16:00～16:45
- 緊急開催 緊急対応の必要に応じた開催

## 4 いじめ防止に関する取組

### (1) 未然防止の取組

全職員で研修の場をもち、「春日小いじめ防止基本方針」について共通理解する。

また、「春日小いじめ防止・中1ギャップ解消プログラム」を基に、学校の教育活動全体を通して未然防止に取り組む。

#### ① 学級経営、学習指導の充実

- ・学期始めには、「いじめをしない、見逃さない」等を含め、どのような学級にしたい（学級にしていく）かを話し合ったり、担任の願いを伝えたりする。

低学年：学校は、「勉強するところ」「仲良くするところ」と教える。

中高学年：学級のよい点、直したい点、学級の目指す姿等を話し合う。

- ・よりよい人間関係を築く社会的スキルを学ぶSSE（全校、学年、学級）を継続する。
- ・他者を尊重し、温かい言葉掛けで、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・規律ある態度で授業や行事に参加できるような集団づくりを行う。
- ・学級の一員としての自覚や自信を育み、自己有用感を高め、安心して生活できる学級づくりを行う。
- ・「楽しい」「分かる」授業、かかわり合って学ぶ授業づくりに努め、一人一人が成就感を味わえるようにする。

#### ② 人権教育、同和教育等による豊かな心の育成

- ・道徳の授業、人権教育や同和教育、子どもの権利学習等において、いじめの問題や命の大切さ、他者を思いやる心について児童自ら考え、話し合う活動を行う。
- ・人権・同和強調月間（6月・11月）には、人権教育、同和教育の学習に取り組む。また、人権同和教育部の計画に基づいて保護者に公開し、保護者とともがいじめについて考え、いじめを許さない、見逃さない実践的な態度を育てる。

#### ③ 異学年交流や児童会活動におけるよりよい人間関係づくり

- ・「かけはし班」における活動の中で、上学年は、主体性や思いやり等のリーダーシップを発揮する。下学年は、協力や協調等のフォロアーシップを身に付ける。
- ・活動の振り返りの場を重視し、努力や感謝を伝え合い、成就感や自己有用感を育む。
- ・他者とのかかわりの基本である「あいさつ」「言葉遣い」等について、児童が中心となった主体的な活動を展開する。

#### ④ いじめ見逃しゼロ強調月間の取組

- ・6月と11月をいじめ見逃しゼロ強調月間（週間）とし、同和教育部と連携して取組を行う。
- ・「春日中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会」を開催する。

#### ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの対策

- ・ゲーム機やパソコン、携帯電話等のメールやSNSを介したいじめは大人の目に触れにくく発見しにくいことを踏まえ、不適切な使用による危険性を繰り返し伝える。
- ・LINE等は、「いつ、誰に見せても嫌な気持ちにならないように使うこと」を、日常的に児童に伝える。
- ・保護者や外部機関と連携して適切な情報教育を行う。

#### ⑥ その他のいじめへの対応

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。
- ・**障害（発達障害を含む）のある児童がかかわるいじめ**については、特別支援教育部と連携して障害の特性の理解を深めるとともに、個別の教育支援計画を活用した情報共有を行いつつ、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・**海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚保護者をもつなどの外国につながる児童**は、言語や文化の差から、学びにおいて困難が生じる場合がある。いじめが行われないよう学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ・LGBTなどの性的少数者などについての正しい理解や対応について研修を積む。
- ・当校に東日本大震災被災児童の在籍はないが、被災者が受けた心身への影響や不安感、加えて放射線について理解ができるよう、学年に応じた学習を行う。
- ・左利きや血液型(A B型)等に対するいじめがないように、学年に応じた学習を行う。

## (2) 早期発見のための取組

### ① 情報の共有

- ・情報集約のルート(発見者→学年主任→生活指導部→管理職)に従い、速やかに報告する。
- ・学年会や生活指導部会、終会(金曜日)等で児童の情報を共有する。
- ・保健室や学校訪問カウンセラー等からの情報提供を受ける。
- ・インターネット上のいじめについては、市教育委員会やネットパトロールを行う機関と連携を図る。

### ② アンケート及び教育相談の実施

- ・QUアンケート(6月、11月)や「学校生活の振り返りアンケート」(毎月)等を受け、児童一人一人と教育相談(6月、11月)を行う。
- ・本音で伝えやすいようなアンケートの実施方法を工夫する。(記入方法、回収方法、記名・無記名の選択、場合によっては自宅でのアンケート記入も可)
- ・SOSを発信すること、いじめ情報を報告することが、児童にとって多大な勇気を要するものであるとの認識をもち、児童の不安や自尊感情に配慮しながら、速やかに対応する。

### ③ 職員のいじめに対する認知力の向上

- ・児童との対話や生活の時間をできるだけ多くもち、児童の言動について気を配る。
- ・傍観者にならず、いじめを止めさせるために行動(大人に話す)することの重要性、ズボンおろしは生命を脅かす恐れのあるいじめであることを日常的に児童に伝える。
- ・気にかかる様子の児童を発見したときは声掛けし、その状況を担任等に伝える。
- ・児童(保護者)からの相談には迅速に対応する。不確かな情報もまず生活指導主任(教頭)伝える。

### ④ 特別支援教育コーディネーターとの連携

- ・児童の実態を把握し、適切な支援の仕方について助言する。
- ・支援が必要な児童への個別の対応体制をつくる。

### ⑤ 保護者との連携

- ・保護者との信頼関係を築き、円滑な連携(連絡帳、電話連絡、「子どもとともに1・2・3運動」、家庭訪問、個別懇談等)に努める。
- ・「いじめに対する考え方や取組」「ソーシャルメディア等の適切な利用」「いじめを誘発・助長する可能性がある他者を批判するような言動」等について、学校・学年だより、啓発リーフレット等により啓発を行う。
- ・「24時間子どもSOSダイヤル」「新潟県いじめ相談電話」「新潟県いじめ相談メール」「いじめ対策ポータル」等の多様な相談窓口の周知を図る。

### ⑥ 地域、関係機関との連携

- ・学校だより等で、教育活動について広報し、周知を図る。
- ・登下校時の交通安全指導、あいさつ運動の取組等を通して児童の実態を情報交換する。
- ・学校運営協議会、民生委員・児童委員懇談会等で、児童の実態を情報交換する。
- ・関係諸機関(市教育委員会、JAST、市子ども課、すこやかにくらし包括支援センター、児童相談所、警察 等)と連携を図る。

## ⑦ いじめのサイン

### 【学校におけるいじめのサインの例】

- 急な体調不良  遅刻や早退の増加  授業開始前の机やイス、学用品等の乱雑さ
- 学用品、教科書、体育着の紛失  学用品の破損、落書き  授業への遅参
- 発言や行動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発  特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ  多数児童からの執拗な質問や注意
- 突然のあだ名  業間や休み時間の単独行動  日頃交流のない児童との行動
- 決まったメンバーでのプロレスごっこ  バイ菌扱いする鬼ごっこ  使い走り
- 特定児童（持ち物）からの忌避、逃避  保健室への来室の増加 等

### 【家庭におけるいじめのサイン例】

- 登校しぶり  外出の回避  感情の起伏の顕著化  教師や友達への批判の増加
- 隠し事の発覚  家庭でのお金の紛失  荒くなる金遣い  衣服の不必要な汚れ
- 長時間の電話や過度に丁寧な対応  体への傷やいたずらの痕跡
- 保護者来校の拒絶  過度なネットへの対応 等

### 【地域で見られるいじめのサイン例】

- 登下校時に特定児童が荷物を過度に持たされる。  一人だけ離れて登下校している。
- 故意に遅れて登校している。  地域の公園や空き地等に一人でぼつんとしている。
- 公園や空き地等で一人の子を数名で取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地域の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

## 5 即時対応・早期解消のための取組

### (1) いじめ対応の構え

いじめを認知した場合には、一人で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。 ※「いじめが起きた場合の組織的対応の流れ」P8参照

### (2) いじめ対応の基本的な流れ

#### ① 情報（疑いを含む）を得た職員による学級担任（学年主任）、生活指導主任への報告

- ・他の業務に優先して報告する。生活指導主任は、管理職に報告する。
- ・ズボンおろしの事案は、即時報告し、対応する。

#### ② 事実の把握に向けた確認

- ・事実の正確な把握を目指し、「どの職員がどの児童へ」「何を聞くか」等、聞き取り担当者と内容を確認する。

#### ③ 事実の把握

- ・聞き取る内容は、4W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）とする。事実確認が基本であり、「なぜ」にこだわらない。
- ・事実の把握を中心にする。指導に力を置くと事実誤認の原因になる。

- 例）・20分休みに ・体育館で ・C男が、A女の頭をたたいたか  
→ ・頭のどこを ・どういう位置関係で（必要なら配置図） ・どのようにたたいたか  
・たたく前（たたいた後）、C男は（A女は）何をしていたか  
・どういう経緯か（意図していたか、たまたま当たっただけか）  
・そのとき他に人がいたか、このことを知っている人がいるか  
・今、C男はこの出来事をどう考えているか

- ・情報を得た後は、その結果と感謝の言葉を伝える。
- ・全体（学年、学級）にアンケート等で情報を求めるときは、情報提供児童（保護者）を守ること、みんなで学校（学級）をよくしていきたいことを伝える。

#### ④ 問題解決に向けた会議「いじめ・不登校対策委員会」

- ・生活指導主任等が把握した事実を教頭（校長）に報告し、今後の対応について話し合う。
- ・児童の関係修復のための謝罪、和解の会の場合や方法について検討し、最善策を講じる。

#### ⑤ 児童への指導と支援

- ・被害児童、加害児童への対応は、誠意をもち親身になって行う。

##### 【被害児童（および情報提供児童）への聞き取りと支援】

- ・「あなたが悪いのではない」と伝えて不安を取り除き、複数の教職員で聞き取る。
- ・被害児童にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族等）と連携し、被害児童に寄り添う体制をつくる。状況により、心理や福祉の専門家等、外部の協力を得る。

##### 【加害児童への聞き取りと支援】

- ・加害児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、加害児童の安心や安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・好意から行った行為が意図せず相手児童に心身の苦痛を感じさせてしまったという場合も起こり得る。「いじめ」という言葉を使わず指導する等の柔軟な対応も考えられる。
- ・加害児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

##### 【いじめが起きた集団への聞き取りと支援】

- ・内容に矛盾がないかを聞き取り、事実を明らかにする。
- ・いじめを黙認することは、いじめに加担することであり許されないことを理解させる。
- ・プライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を広めることがないように、節度ある行動をするよう教える。

- ・「いじめを絶対に許さない」という職員の姿勢を示し、自分たちの問題と捉えさせ、学校（学年、学級）全体で解決に向けて取り組む。

#### ⑥ 被害及び加害児童の保護者への事実報告

- ・双方の保護者への対応は、誠意をもち親身になって行う。
- ・家庭訪問により、迅速に被害児童保護者へ事実関係を伝える。
- ・加害児童保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対応を行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。

#### ⑦ 経過と結果を報告（児童、保護者、教職員、市教育委員会、学校運営協議会等へ）

#### ⑧ 継続指導と経過観察

- ・被害児童（加害児童も含め）の状況を注視し、必要な支援を行う。
- ・いじめが「解消している状態」とは、少なくとも3か月以上心理的または物理的影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童の心身が苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされているものである。
- ・いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、折に触れ状況を保護者に伝える。

#### ⑨ 再発防止や予防的活動（全教職員の共通理解、見回り等）

### (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- 不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 児童の身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、市教委への連絡・報告を行い、所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (4) 地域、関係機関との連携

- 状況によっては、学校運営協議会とPTAに説明し、協力を依頼する。
- 関係諸機関（市教育委員会、JAST、市子ども課、市こども子育て部こども家庭センター、児童相談所、警察 等）と連携を図る。

### 6 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったとき

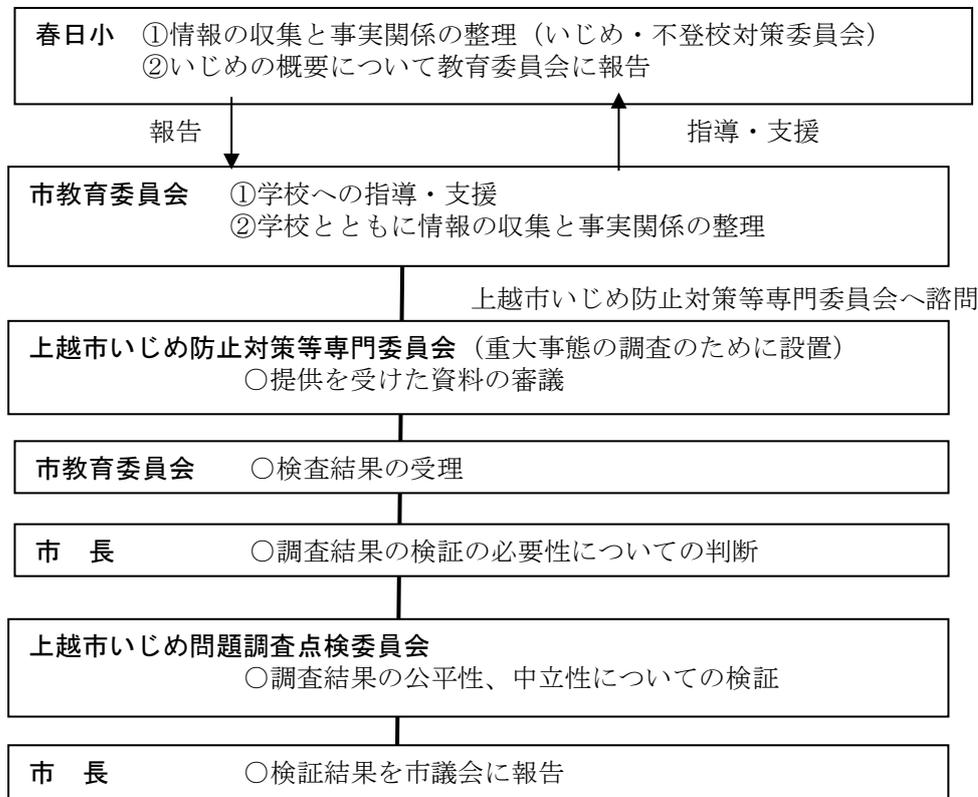
想定される重大事態

- ・自殺を企図したとき
- ・身体に重大な傷害を負ったとき
- ・金品に重大な被害を被ったとき
- ・精神性の疾患を発症したとき
- ・相当の期間(年間30日を目安とするが、日数だけでなく個々の状況を十分把握した上で判断する)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### (2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と連携をとる。
- いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (3) 重大事態発生時の対応の流れ



# いじめが起きた場合の組織的対応の流れ

